

平成 24 年度環境省予算のポイント

～大震災復興、低炭素社会構築、原子力安全庁設置～

環境委員会調査室 くろべ じゅんじ
黒部 純二

1. はじめに

環境省の平成 24 年度予算編成においては、地球温暖化対策を始め、循環型社会の構築、生物多様性の保全、公害健康被害対策、大気・水・土壌環境の汚染の未然防止の取組などの従来の環境政策分野に関しては、一般会計に前年度当初予算額の 5%減となる 1,910 億円を、さらに、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災（以下「大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被災地の復旧・復興に向けた災害廃棄物の処理、原発事故由来の放射性物質による環境汚染の除染事業などの震災復興対策に関しては、新設される東日本大震災復興特別会計（仮称）（以下「復興特会」という。）に 8,258 億円を、合計で 1 兆 208 億円（エネルギー対策特別会計の剰余金等 39 億円を含む）を計上している。これに加え設置予定の原子力安全庁（仮称）（以下「原子力安全庁」という。）に係る予算 504 億円を計上している。環境省としては初めて 1 兆円を超える予算となった。また、定員においても平成 23 年度末で 1,298 人の小規模な環境省においては、24 年 1 月に発足した福島環境再生事務所の除染業務等も加わったため、定員削減を除いた新規分でも 232 人の増員となり、原子力安全庁に係る定員 480 人と併せて大幅に増員されることとなった。

本稿では、平成 24 年度環境省予算のうち、大震災からの復旧・復興、低炭素社会の構築、原子力安全庁の設置等の主な概要に焦点を当てて、課題を含め概観することとしたい。

2. 被災地の復旧・復興のための主な対応

（1）災害廃棄物の迅速な処理

大震災による地震、大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生した。その量は岩手県、宮城県、福島県の 3 県合計で約 2,270 万トンと推計されており、3 県において 1 年間に排出される一般廃棄物の約 11 年分に相当する。これら災害廃棄物の迅速な撤去と処理なくしては、被災地の復旧・復興が進まない。平成 23 年の第 177 回国会（常会）においては、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」（以下「災害廃棄物処理特措法」という。）が 23 年 8 月に議員立法により成立した。同法律は、大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被災市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めるために制定された。政府としては、災害廃棄物処理特措法が成立する前の 23 年度第 1 次補正予算の段階から、災害等廃棄物処理事業費として補助金など 3,519 億円を計上し、さらに、第 3 次補正予算でも積み増し分等を含め 3,985 億を計上して対応してき

た。

通常の災害廃棄物処理においては、必要経費の1/2を国が補助しているところ、今回の大震災では、阪神淡路大震災よりも規模が大きく、被害も広範囲に及んでいるため、被災自治体が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、災害廃棄物処理特措法では、23年5月に成立した「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」による国庫補助率の嵩上げ(1/2～8/10～9/10)と併せて、グリーンニューディール基金の活用により国の実質負担額を平均95%とするための措置が講じられており、残りの地方負担分の全額についても地方交付税措置を行い、大震災に係る災害廃棄物処理事業費は、全額を実質的に国が負担することとされている。24年度予算においても特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げとグリーンニューディール基金を活用することにより、被災市町村等の財政負担を軽減することとしている。被災市町村が実施した災害廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業に対し補助率を嵩上げして補助する「災害等廃棄物処理事業費補助金」に2,960億円を、災害廃棄物処理特措法成立後に現行のグリーンニューディール基金制度の枠組みを活用し、災害廃棄物の処理促進を支援できるようにするための「震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業」として復興特会に321億円を、それぞれ計上している。

また、災害廃棄物処理特措法に基づき、被災市町村における災害廃棄物処理の実施体制や廃棄物の性状や量、広域的処理の必要性その他の地域の実情に鑑み、当該市町村から要請があった場合に、①生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業、②特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業(災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。)を国が代行して実施することとする「災害廃棄物処理代行業」として復興特会に160億円を計上している。

災害廃棄物処理については、23年8月末をめどに自治体住民の生活拠点近くの大震災廃棄物を仮置場に搬入するという目標は、福島県内の警戒区域を除く全ての市町村において達成されている。現在は、同年5月に発表した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」に沿って、解体などにより発生する災害廃棄物の仮置場への搬入を24年3月末までをめどに終了するとともに、広域処理を積極的に進めていくことなどにより、仮置場に搬入した災害廃棄物の処理、処分を26年3月末までに実施するという目標の達成に向けた取組が行われている。しかし、大震災の被害は余りにも甚大で、岩手県で約476万トン(約11年分)、宮城県で約1,569万トン(約19年分)のがれきが発生しており、大都市の仙台市ではがれきの撤去が進んでいる一方、石巻市のように、一時的に仮置場などに置かれたとしても、まだ、被災した家屋の解体作業等が行われておらず、順調に進んでいない自治体もある。政府としても、被災自治体以外の自治体に対しがれきの広域処理の呼びかけを行っているところであるが、被災がれきの放射性物質の懸念や風評から、地域住民の理解が得られず、受け入れる自治体がなかなか手を挙げられない状況となっており、このことが復旧・復興の足かせにもなっている。23年11月には野田総理が全国知事会で災害廃棄物の広域処理の要請を行ったほか、環境省でも国が責任を持って安全性を担

保するといったパンフレットなどを作成して各自治体に要請を行っている。しかしながら、現段階では、東京都が23年11月から岩手県宮古市、24年1月から宮城県女川町のがれきを受け入れ始めたところであるが、受け入れの自治体はまだまだ少ない状況にある。広域処理をいかに進めるかが課題となっている。

（２）放射性物質による環境汚染への対応

平成23年の第177回国会（常会）においては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が23年8月に議員立法により成立した。同法律は、原発事故により放出された放射性物質による環境汚染が生じ、当該地域住民の多くが不慣れた避難生活を強いられていることに鑑み、放射性物質による環境の汚染への対処に関する国等の責務を明らかにするとともに、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するために制定されたものであり、環境省がその対応の中心的な役割を担うこととなった。

政府は、23年11月11日に放射性物質汚染対処特措法基本方針を閣議決定し、12月14日に土壌等の除染等の措置の基準や除去土壌の処理の基準を定める省令などを具体的に説明した「除染関係ガイドライン」を、同月27日には事故由来の放射性物質により汚染された廃棄物の保管や処理の基準などを具体的に説明した「廃棄物関係ガイドライン」をそれぞれ公表し、同月28日には汚染廃棄物対策地域（福島県の11市町村）、除染特別地域（同）に加え、汚染状況重点調査地域として東北地方（岩手、宮城、福島県）と関東地方（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉県）の8県102市町村を指定するなど24年1月から本格施行のための準備を進めてきた。また、原発事故により放射性物質が飛散した福島県では、11月21日から内閣府が独立行政法人日本原子力研究開発機構への委託により警戒区域と計画的避難区域等の12市町村において、本格的な除染が始まる前に除染の効果的な実施に必要な技術、費用などの実証実験のため除染モデル実証事業を始めている。

24年度予算においては、24年1月からの放射性物質汚染対処特措法の本格施行を受けて、環境大臣、県知事、市町村長は、原発事故に由来する放射性物質の除染に係る計画を策定することと同計画を実施することが早急に求められていることから、「放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施のための事業費」として3,720億円を、指定地域内の災害廃棄物及び指定地域外であっても放射性物質による汚染状態が基準より超えるもの（指定廃棄物）については国がその処理を行うための「放射性物質汚染廃棄物処理事業」として772億円を、復興特会にそれぞれ計上し、除染及び廃棄物の処理並びにこれらに係る地方公共団体に対する補助等を行うこととしている。また、「中間貯蔵施設検討・整備事業」として、具体的には放射性物質により汚染された土壌及び廃棄物の中間貯蔵施設の整備に向けての現地調査、中間貯蔵施設の設計に係る検討及び搬入物を効果的に減容化する技術・手法の検討を行うため、復興特会に20億円を計上している。

なお、放射性物質に汚染された土壌等の除染及び汚染廃棄物の処理に関しては、関係省庁の協力の下行うこととしており、中間貯蔵施設の整備及び高濃度汚染地域の対策費用を

除き、1兆数千億円程度の経費を要するものと見込まれており、そのうち2,459億円を23年度第3次補正予算に、4,513億円を24年度予算に計上し、更に2,308億円の25年度負担分を国庫債務負担行為によりあらかじめ確保することとしている。

政府は、23年12月16日に福島第一原子力発電所の原子炉が「冷温停止状態」になったとして、原発事故収束に向けた工程表のステップ2を完了した旨を発表し、今後は中長期的に廃炉、除染、避難警戒区域住民の帰宅という段階に入っていくこととなる。放射性物質の除染作業については、24年1月から放射性物質汚染対処特措法が本格施行され、本格的な除染作業に入り、各自治体では除染実施計画の策定と除染で出た土壌などを保管する仮置場の確保が先決となっているが、放射性物質による汚染の影響を心配する声も多く、なかなか用地の確保が進んでいない。

また、中間貯蔵施設については、12月28日に、細野環境大臣が福島県に赴き、福島原発のある福島県双葉郡内に設置したい旨を正式に要請、また、24年1月8日に野田総理が福島県に赴き同様の要請を行ったところである。中間貯蔵施設は貯蔵期間を30年以内としているところ、なし崩し的に最終処分場になってしまうのではないかと地元の懸念などがあり、井戸川双葉町長は、中間貯蔵施設の設置を許すわけにはいかないとし、設置反対を表明している。政府、福島県、双葉郡内町村間との協議が難航すれば、仮置場の確保を含めて除染した廃棄物の行き場がなくなり、復旧・復興の前提となる除染作業自体も進まなくなるおそれがある。今後、環境省としては、1月に設置した福島環境再生事務所を拠点として、除染を推進するために各自治体に出向いて除染計画や仮置場などについてより丁寧に説明していくこととしている。福島県では、除染費用について、国の除染モデル実証事業より先行して福島市、伊達市と川内村などで実施した1,317戸分の経費が約17億円に達しており、除染1戸当たりの費用が平均130万円程度かかっていることを明らかにした。県が市町村に示した敷地面積400㎡未満の民家に対する交付金の基本額である70万円を大きく上回っており、今後、除染対象地区の約60万戸分の総費用については、基本額70万円で見積もっても約4,200億円かかると示しており、今後除染費用が大きくなることが予想される。

(3) その他大震災関連

東北地方沿岸は、陸中海岸国立公園を始め多くの自然公園が指定されており、多くの観光客が訪れている(約1,778万人(平成21年度))。「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日。東日本大震災復興対策本部)」において、自然の景観、豊かな文化・食、国立公園等の地域資源(景観、野生生物、文化等)の活用、防災上の配慮をした公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を検討するとしており、東北沿岸の自然公園を「三陸復興国立公園(仮称)」として再編成することにより、観光地としてのブランド化、地域の農林水産業と連携したエコツーリズムの推進や地域の振興を目指し、地域の復興に貢献するとしている。このための国立公園再編成に係る基本計画(公園計画)の策定、公園区域線及び長距離自然歩道路線の確定のための現地調査、地域におけるきめ細かい意見聴取、長距離自然歩道の利活用構想及び管理体制構築の検討、エコツーリズム推進のた

めのマスタープラン、大震災の影響を受けた自然資源の状況把握基礎調査と継続的モニタリングの実施のための「三陸復興国立公園再編成等推進事業費」として2億円を、「陸中海岸国立公園等復旧事業」として11億円を、復興特会にそれぞれ計上している。

また、大震災により、被災地においては、建築物解体やがれきの処理などによりアスベストの飛散、被災した工場などからの有害物質等の漏出、震災起因漂流物の流出、福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出等により環境汚染の拡大が懸念されており、被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供することにより、国民の不安解消につなげるため、その「環境モニタリング調査」として15億円を復興特会に計上している。

3. 低炭素社会の実現に向けた取組

(1) 再生可能エネルギー導入促進等低炭素社会の構築

地球温暖化対策に関しては、2011年11月28日から12月11日にかけて南アフリカのダーバンで開催された気候変動に関する国際連合枠組条約の第17回締約国会議（COP17）では、京都議定書の第1約束期間（2008～12年）が終了する2013年以降の取扱いについて、全ての国に適用される将来の法的枠組みの構築に向けた道筋への合意を始めとするCOP決定が採択された。具体的には、強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会を新たに設置し、2012年から議論を開始した上で、2015年までのできるだけ早期に合意を採択し、2020年に発効させることに合意した。また、緑の気候基金の基本設計への合意、COP16のカンクン合意の実施のための仕組みにも合意した。なお、京都議定書第2約束期間（5年間あるいは8年間）の設定に向けた合意も採択されたが、我が国は参加しないことを表明し、そのような立場が合意文書にも反映された形となっている。

今後、我が国は2013年以降の中長期にわたる温室効果ガスの削減に向けて、大震災により深刻な影響を受けた我が国のエネルギー需給の改善と地域社会の復興のためにも、より一層の省エネルギーと再生可能エネルギーの導入・普及を促進する施策を講ずること等により低炭素社会の構築を始めとした持続可能な社会の実現を目指すこととなった。また、大震災を受けて、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題となっており、大震災の被災地のみならず、地震や台風等による大規模な災害に備え、再生可能エネルギー等の導入を支援し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを全国的に展開することが必要となっている。

このことから環境省では、24年度予算において、21年度に新たに造成した地域グリーンニューディール基金制度を活用して都道府県及び指定都市が行う再生可能エネルギー等を利用した自立・分散型エネルギー導入事業を支援するための基金を造成（都道府県及び指定都市に順次造成していくことを想定。基金による事業期間は5か年を予定）することとし、以下の4事業を支援するための「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」として、121億円を計上している。具体的に4事業とは、①再エネ等導入に係る計画策定事業（地域の再生可能エネルギー等を活用し「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進するための計画策定）、②公共施設における再エネ等導入事業（防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入）、③民間施

設における再エネ等導入促進事業（防災拠点や災害時に機能を保持すべき一部の民間施設に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入支援）、④風力・地熱発電事業等支援事業（大型風力発電や地熱発電等を行う民間事業者に対する事前調査等に要する経費の支援や事業実施に係る利子補給）、である。

再生可能エネルギーのうち、太陽光発電や風力発電については、メガソーラーやウインドファームの設置が期待されているが、その発電量は気象条件に依存することから安定した出力を確保することが困難な点と電力系統を管理する電力会社との協議や抽選を経ないと電力系統連系ができないことから事業リスクを抱えている。電力系統安定化対策として、発電施設への蓄電池の併設等が考えられるが、現時点では蓄電池の導入コストが高いため供給・系統側に設置される事例はまだ少ない状況にある。このため、環境省では、24年度予算において、「再生可能エネルギーの出力安定化のための蓄電池導入促進事業」として、10億円を計上している。

また、低炭素社会の構築に向けて政府一体となって、あらゆる地域、社会分野にわたる取組を促進することが不可欠である。このため、環境省としては、関係省庁と幅広い分野で連携・協力による以下の施策を実施することとしている。①病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業〔厚生労働省連携事業〕（病院の基盤整備や地域振興等に向けた自立・分散型エネルギーの導入）に10億円、②地域調和型エネルギーシステム推進事業〔農林水産省連携事業〕（農山漁村地域において、地域で利用するエネルギー源としての再生可能エネルギーの導入に向けた調査・実証を行い、課題の抽出・整理、克服方法の検討）に1.3億円、③災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業〔国土交通省連携事業〕（港湾地域において、再エネ設備・蓄電池・省エネ設備等の集中的導入の支援と低炭素で災害に強い、先進的でモデル的な臨海湾地域を構築）に14億円、④物流の低炭素化事業〔国土交通省連携事業〕（JR貨物又は利用運送事業者に対して、31フィートコンテナ購入費用の一部補助により、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの促進）に1.69億円、⑤エコ賃貸住宅CO₂削減実証事業〔国土交通省連携事業〕（環境基本性能の高い賃貸住宅の入居率向上のためには、光熱費等の低炭素化の効果を明示することが必要であり、光熱費の推計手法を構築）に1億円を、それぞれ計上している。

地球温暖化対策をめぐっては、原発事故の影響から全国の原発の定期検査後の再稼働がなかなか進まず、火力発電の代替に伴うCO₂排出量が増大されることから京都議定書第1約束期間の温室効果ガス削減目標の「1990年比マイナス6%」が達成されないのではないかと懸念がある。また、2020年までの温室効果ガス削減の中期目標「1990年比マイナス25%」の削減目標の設定の見直しをどうするのが課題となっている。さらに、24年7月から導入の再生可能エネルギーの電力全量固定価格買取制度により再生可能エネルギーの促進がどう図られていくのか、原発事故の影響により今夏を目途に取りまとめられるエネルギー基本計画がどのように見直しされるのか、その動向が注視される。

（2）「地球温暖化対策のための税」の導入

「地球温暖化対策のための税」については、平成23年度税制改正大綱に盛り込まれ、「経

済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（第177回国会閣法第2号）」が提出されたが、23年11月10日の民主党、自由民主党、公明党の3党協議などの国会における審議の結果により、地球温暖化対策のための課税の特例の創設等の措置は先送りとなった。23年度改正事項の積み残し分については、3党協議の結果を受け、平成24年度税制改正又は税制抜本改革に合わせ成案を得るよう、各党それぞれ努力することとされた。その後、「地球温暖化対策のための税」が、12月10日に閣議決定した平成24年度税制改正大綱においては、引き続き盛り込まれることとなった。

「地球温暖化対策のための税」の具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー一起源CO₂排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとしている。平成24年10月1日からこの特例により上乗せする税率として、原油及び石油製品については、1キロリットル当たり現行の2,040円から2,290円、平成26年4月1日から2,540円、平成28年4月1日から2,800円へと760円の引上げを段階的に、同様にガス状炭化水素は1トン当たり現行の1,080円を1,340円→1,600円→1,860円へと780円の引上げ、石炭は1トン当たり現行の700円を920円→1,140円→1,370円へと670円の引上げを行い、それぞれ段階的に上乗せしていくこととしている。

揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税に関しては、国及び地方の財政事情が非常に厳しい状況にあることや地球温暖化対策の観点も踏まえ、引き続き、当分の間、措置されている現在の税率水準を維持する。森林吸収源対策に関しては、温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、2013年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定の検討の中で国全体としての財源の確保を引き続き検討する。また、地球温暖化対策に関する地方の財源確保に関しては、既に地方公共団体が地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー一起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討することとされた。

なお、地球温暖化対策税の導入に関しては、経済界から、大震災を踏まえ、我が国のエネルギー政策の再検討が不可欠であり、制度導入には反対であるとの声が強く、国会での議論が注目される。

4. 原子力安全庁（仮称）の設置

（1）原子力安全庁（仮称）設置へ向けた経緯

大震災による原発事故により、原子力安全規制体制の不備が指摘され、原子力安全委員会や原子力安全・保安院の原子力安全規制に関する組織の在り方が問題となった。原子力安全行政に対する信頼・回復とその機能向上を図るため、平成23年8月15日、「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針について」の閣議決定（以下「8月15日の閣議決定」という。）が行われた。当面の安全規制組織の見直しの方針として、①「規制と利用の分離」の観点から、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離、

原子力安全委員会の機能をも統合して、環境省にその外局として、「原子力安全庁」を設置、②原子力安全規制に係る関係業務を一元化することで、規制機関として一層の機能向上を図るものとし、このため原子力安全庁においては、原子炉及び核燃料物質等の使用に係る安全規制、核セキュリティへの対応、環境モニタリングの司令塔機能（SPEEDIの運用を含む。）を担う。③平成24年4月からの原子力安全庁設置を目指して必要な法律案の立案等の準備は、内閣官房において行う、などとされた。また、今後の原子力・エネルギー政策の見直しや事故の検証等を踏まえた安全規制組織の在り方の検討については、24年末を目途に、新組織が担うべき業務の在り方やより実効的で強力な安全規制組織の在り方について成案を得るとの進め方が示されている。

8月15日の閣議決定を受け、同月26日に内閣官房において原子力安全規制組織等改革準備室を設置した。同準備室において、原子力安全庁の24年4月の設置を目指して、第3次補正予算においても同庁の発足に向け、情報処理等基盤整備を主に準備経費として21億円を計上し、法案の立案など所要の準備を行う運びとなった。

12月13日には、細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣の下で原子力事故再発防止顧問会議提言が取りまとめられ、その中には、原子力安全庁を環境省の下に設置する理由についても考え方の整理を行っており、また、「原子力安全規制組織の名称については、政府方針に示された原子力安全庁ではなく、規制というミッションを明確に明示し、原子力安全規制庁とすべきという意見もあった」ことを明記している。

（2）原子力安全庁（仮称）の組織と予算の概要等

平成23年12月に公表された原子力安全庁の組織の概要としては、大きく分けて以下の4つに構成され、12部署に480人の定員としている。

原子力安全庁の組織体制の概要

総括部門（総務関係）

原子力安全行政の監察を行う原子力安全調査委員会（仮称）の事務局機能を担うとともに、リスク・コミュニケーションや行政の透明化推進、原子力事故に対応した住民の健康管理・健康調査を担当。

国際・技術基盤関係

IAEA等の国際機関との連携強化を担うとともに、技術的専門家（技術参与数十名）を配置し、基準・指針の策定等を担当。

審査・検査関係

原子炉のタイプ（沸騰水型原子炉、加圧水型原子炉、試験研究炉等）や活動・事業の種別（再処理、廃棄物処理、貯蔵等）に応じた審査・検査の体制を整備。特に、地震・津波対策の強化を担当。

危機管理関係

原子力地域安全総括官の下で、地方自治体と連携した防災訓練の実施やモニタリング司令塔機能確保など、緊急時に備えた体制の整備を担当。

（出所）環境省資料より

その他、第三者的な見地から、原子力安全規制行政全体の実効性を監察し、規制行政の独立性を確認し、事故調査の機能を付与するための「原子力安全調査委員会（仮称）」（5名の委員を想定）や、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図るための「放射線審議会」が設置される。

24年度予算においては、経済産業省原子力安全・保安院など現行組織の前年度当初予算額の365億円から38%増の504億円（うちエネルギー対策特別会計414億円）を計上し、人事面では原発事故発生時に原子力安全庁長官とともに現場指揮に当たる「緊急事態対策監」を置き、危機管理強化の体制としており、環境省、経済産業省、厚生労働省や関係省庁から原発事故に関する知見のある職員を結集させ、関係自治体や民間からの出向等幅広く活用することとしている。また、原発事故対策強化など業務拡大に伴い、環境省に新たに副大臣及び政務官を各1名増員することとしている。

主要施策では、①危機管理機能の強化として、地域の防災体制の強化、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイト・センター）等の機能強化を行う。具体的には、原発事故の教訓を踏まえ、原子力施設立地の道府県に加え、緊急防護措置計画範囲（UPZ）（国際基準に従って線量を回避するため、緊急防護措置を迅速に実施するための整備がなされていなければならない区域としての原子力施設から30キロメートルの範囲）に係る県への衛星電話導入による情報連絡体制強化、オフサイト・センターの放射線抑制強化等のため、地方自治体が行う原子力防災体制の整備を支援する「原子力施設等防災対策等交付金」として復興特会に27億円、また、緊急時における国、道府県、市町村を結ぶ専用回線による連絡網の整備や地方自治体が行う放射線測定器等の防災資機材などの整備に対する費用支援等を行う「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」として62億円、②原子力安全規制の高度化として、バックフィット（最新知見を既存施設に反映する規制）やシビアアクシデント（過酷事故）対策に対応した原子力安全規制の高度化を進める「原子力防災分野の規制高度化研究事業」として16億円、③健康管理・調査として、今回の原発事故による被災者の健康管理・健康調査等を行う「原子力被災者に対する健康管理・健康調査事業」に19億円、④原子力安全を支える基盤の強化として、原子力事故に対応する放射線モニタリングの体制の整備、モニタリング実施に必要な知見を有する人材の育成、国際機関との連携強化、安全研究の充実等を進め、原子力安全の基盤を強化する「原子力発電所事故影響調査経費」を復興特会に18億円、「放射性物質監視推進事業」に13億円を、それぞれ計上している。

原子力安全庁に関しては、名称や権限の在り方をめぐり、原子力安全規制庁とすべきではないか、また、環境省としての外局ではなく政府から独立した国家行政組織法第3条に基づく独立行政委員会とすべきではないかとの指摘もあり、今後、国会での審議が注目される。

5. おわりに

環境問題としては、従来から、地球温暖化対策を始め、循環型社会の実現、生物多様性の保全、公害健康被害対策、大気・水・土壤環境の汚染の未然防止などの課題が山積している。環境の汚染から国民の生命、健康を守るための取組は環境行政の原点である。今般

の未曾有の大震災と原発事故を受け、災害廃棄物の迅速な撤去と処理、原発事故に伴う放射性物質による環境汚染への対処、原子力安全規制に関する組織等の改革など、更に新たな重要で喫緊の課題に直面している。平成 24 年度は環境省予算が前年度の 5 倍となる 1 兆円を超え、我が国の環境行政の大きな節目の年となる。こうした諸課題の解決に向けて、予算、政策、立法措置をめぐる充実した国会審議が望まれる。

【参考資料】

環境省『平成 24 年度環境省重点施策』（平 23. 12）

環境省『平成 24 年度環境省予算（案）主要新規事項等の概要』（平 23. 12）